

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月31日

【ファンド名】 アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド
(Arcus Japan Long/Short Fund)

【発行者名】 RBS（ルクセンブルグ）エス・エイ
(RBS (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 ケヴィン・ブラウン
(Kevin Brown)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826
ガスペリッシュ通り33番
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造
弁護士 岡田綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1. 【提出理由】

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（Arcus Japan Long/Short Fund）（以下「ファンド」といいます。）のリテイル・クラスは、平成27年9月3日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2. 【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

平成27年9月3日（早期償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの管理会社であるRBS（ルクセンブルグ）エス・エイ（RBS Luxembourg S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、リテイル・クラスの運用資産残高が、運営維持に係る費用を考慮して存続可能であるとみなす水準を下回って減少しているため、リテイル・クラスを償還することが受益者にとって最善であると判断し、管理会社取締役会においてリテイル・クラスの早期償還を決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社は、平成27年8月5日付の書面により、日本における販売会社に通知を行いました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状